

健第 1782 号の 2
平成 28 年 2 月 23 日

県内保険医療機関 各位
県内保険薬局 各位

新潟県福祉保健部健康対策課長

子どもの医療費助成事業補助金の交付金化について（通知）

日頃、福祉保健行政につきまして、格別な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。子どもの医療費助成事業補助金については、県と市町村の協議により、平成 28 年度から交付金化（名称「子ども医療費助成等交付金」）することとなりました。交付金化の概要、公費負担者番号の取扱については、下記のとおりとなりますので、事業の円滑な実施について御協力いただきますようお願いします。

記

1 交付金化の概要

- ・ 交付金化によって、市町村が子ども医療費助成事業のみならず独自に実施する子育て支援事業にも県の財源を充当できるようになり、市町村において、それぞれの主体的な判断に基づき、地域の実情に応じた制度の維持・拡充を図ることが可能となります。
- ・ 交付金化に伴い、これまで県が「子どもの医療費助成事業実施要領」及び「子どもの医療費助成事業補助金交付要綱」で規定していた助成対象年齢や一部負担金等の取扱については、各市町村の裁量となります。（公費負担者番号の取扱は下記 2 のとおりとなります。）
- ・ 平成 28 年度以降の各市町村の制度内容（助成対象年齢、一部負担金等）については、従前どおり定期的にとりまとめて県ホームページに掲載します。

〔掲載先〕 <http://www.pref.niigata.lg.jp/kenko/134912894448.html>

（県ホームページ TOP→家庭・子育て・青少年→子どもの医療費助成事業について）

- ・ 新潟市（現在の補助金対象外）の制度には影響はありません。
- ・ 子ども医療費助成以外の県単医療費助成事業については変更ありません。

2 公費負担者番号の取扱

～平成 28 年 3 月診療分	平成 28 年 4 月診療分～
県子 65 (県補助対象年齢分)	<ul style="list-style-type: none"> 原則使用しない。ただし、経過措置として、6 月診療分までは県子 65 の使用を認める。その場合、保険医療機関等は県子 65 で審査支払機関に請求し、審査支払機関は単子 90 によって市町村に請求する。 平成 28 年 3 月診療分までの県子 65 に係る過誤調整等が生じた場合は、保険医療機関等は県子 65 で審査支払機関に請求し、審査支払機関は単子 90 によって市町村に請求する。
単子 90 (市町村単独実施分)	一部負担金額が現行どおり（通院 530 円、入院 1,200 円）の場合は、単子 90 に一本化
単子特 91 (一部負担金無料分)	現行どおり (一部負担金を無料化する場合はこれを用いる)

[経過措置]

① 平成 28 年 3 月診療分の取扱

平成 28 年 2 月診療分までが現在の補助金の対象となり、3 月診療分から交付金の対象となります。市町村における受給者証更新（県子 65 → 単子 90 に切替）の負担を軽減するための措置として、平成 28 年 3 月診療分については、受給者証の更新は必須とはしませんので、保険医療機関等は従前どおり県子 65 を使用して請求事務を行ってください。

② 平成 28 年 4 ～ 6 月診療分の取扱

一部市町村（妙高市及び佐渡市）において 4 月診療分から受給者証をすべて単子 90 に切り替えるのが困難であるため、当該市町村については平成 28 年 6 月診療分までは県子 65 の使用を認めます。保険医療機関等は従前どおり県子 65 を使用して請求事務を行ってください。（大半の市町村において平成 28 年 4 月診療分からすべての受給者証が単子 90 に切り替えられます。）

③ 平成 28 年 7 月診療分以降の取扱

県子 65 の受給者証は使用できなくなります。保険医療機関が審査支払機関に県子 65 で請求した場合、審査支払機関から返戻となりますので、御注意願います。

担当：健康対策課母子保健係 松田
電話 025-280-5197
FAX 025-285-8757